日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第７条第２項に基づく使用の認定公告

平成29年12月12日付けをもって下記土地について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第５条による使用の認定があったので、同法第７条第２項の規定により公告する。

記

所在	地番	種類（地目）	数量（㎡）		備考
			実測	登記簿上	使用認定された土地の面積（㎡）
沖縄県那覇市垣花町一丁目	25―３	雑種地	294	294	294
合計			294	294	294

平成29年12月22日　沖縄防衛局長

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第９５号

岩手県花巻市若葉町２丁目11番７号コーポカツラ101号、前住所岩手県花巻市上根子字法領46番地８（前々住所）栃木県佐野市浅沼町381番地16

債務者　小山　和範

1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第４３８号

鹿児島県鹿児島市新照院町３番６号

債務者　古木めぐみ

1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新山奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６１３号

埼玉県新座市新堀３丁目６番17号　サンハイツ清瀬301号室

債務者　橋本　　弘

1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９９８号

京都市伏見区納所町205番地　パラドール宮前橋102号

債務者　ＹＯＯ　ＢＯＫＫＥＵＮ　兪　　福根

1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　直太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８５号

名古屋市昭和区戸田町３丁目10番地の２　戸田マンション４Ｃ号

債務者　松山俊也こと　尹　　再植

1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１１８号

大阪府高槻市岡本町39番１号　トマトハイツ302号

債務者　横山　福太

1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９号

盛岡市本町通３丁目13番４号　メゾンムサシＢ―202号、旧住所盛岡市中ノ橋通２丁目３番16―401号

債務者　鈴木　秀樹

1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７０号

愛知県一宮市木曽川町黒田字城西36番地２エコートエサキＤ205号

債務者　せいわでんきこと　田中　正和

1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１５２４号

埼玉県和光市下新倉５丁目９番20号　ソレイユ・マ・メゾン306

債務者　山口　祐己（旧姓菅井）

1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２６号

埼玉県新座市北野２丁目10番11号　エステイハイツＢ205号室、旧住所埼玉県新座市東２丁目６番17号　ＥＡＳＴ　１　101号室

債務者　麻原　正人

1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１５８号

札幌市南区真駒内本町３丁目１番10―502号

債務者　桐谷　明宏

1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７２号

さいたま市岩槻区美園東１丁目７番地５　フルーリ401

債務者　小山　秀和

1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係